

1 議案審議概況

【概観】

今国会、内閣から提出された法律案は、中央省庁等改革基本法案・財政構造改革の推進に関する特別措置法一部改正案を含む117件（うち25件が本院先議）であり、うち97件が成立した。成立率（成立件数を提出件数で除したもの）は82.9%であった。また、衆議院で継続していた公職選挙法一部改正案は成立した。なお、周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律案・日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律案・行政機関の保有する情報の公開に関する法律案等20件は衆議院において継続審査となった。

予算は、12件提出されいずれも成立した。

条約は、21件提出（うち6件が本院先議）され、18件が成立した。日本国と自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定他1件は衆議院において継続審査となり、日本・パキスタン投資保護協定は審査未了となった。

衆法は、今国会新たに44件が提出され、そのうち6件が成立した。30件は継続審査となり、3件は否決され、5件は審査未了となった。前国会からの継続法案9件のうち4件は成立し、2件は継続審査となり、1件は否決され、2件は撤回となった。

参法は、6件が提出され、1件が成立し、1件が衆議院において継続審査となり、4件が審査未了となった。前国会からの継続法案4件はいずれも審査未了となった。

そのほか内閣提出の**承認案件**2件のうち放送法第37条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件が承認され、1件は衆議院において継続審査となった。平成9年度予備費6件はいずれも衆議院において継続審査となった。平成7年度決算3件は是認され、平成8年度決算3件は審査未了、NHK決算3件はいずれも審査未了となった。本会議決議案は3件提出され、2件が可決された。

【議案の審議状況】

〔予算の審議〕

2兆円の特別減税及び金融システム安定化のための措置等を定めた**平成9年度補正予算**は、1月12日に提出され、1月28日本院に送付され、金融問題についての参考人質疑・金融不祥事並びに大蔵行政の在り方に関する集中審議を経て2月4日本院で可決、成立した。

また、**平成10年度総予算**は、1月19日に提出され、衆議院において同月24日から質疑に入り、公聴会、証人喚問、分科会を経て3月20日に衆議院を通過し本院に送付された。なお、民友連から撤回の上編成替えを求めるの動議が提出されたが否決された。本院においては同月23日から審査に入り、総括質疑の後・景気、教育、倫理に関する集中審議・公聴会・証券問題等をめぐる参考人質疑・外交・防衛、国際経済、福祉に関する集中審議・委嘱審査・締めくくり総括質疑を経て4月8日に可決、成立した。

18日間について編成された**平成10年度暫定予算**は、3月27日に提出され、3月30日に成立了。

2兆円規模の特別減税を追加し、総合経済対策を実施するための平成10年度補正予算は、5月11日に提出され、6月15日に衆議院から送付され同月17日に成立した。

[法律案の審議]

一 閣 法

閣法の審議は、補正予算関連法案の審議から始まり、年度末の3月末日までに、日切れ法案等33件が成立した。4月の成立件数は19件であり、連休前の成立率は45.3%であった。5月には34件が成立したものの、会期末を控え6月1日時点で重要法案を含む32件が未成立であった。会期を8日間延長したもの12件が成立したのにとどまり、本院から送付した2件を含む20件が衆議院において継続審査となった。

成立した主な閣法は、以下の通りである。**預金保険機構の資金基盤の充実、破綻処理等を円滑に実施するための協定銀行の機能の拡充等の措置を講ずる預金保険法の一部を改正する法律案**（2月16日成立、以下括弧内は成立日）、時限的緊急措置として、預金保険機構が、金融機関の発行する優先株式等の引受け等を行うことを協定銀行に委託することができるようとする**金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律案**（2月16日）、沖縄の振興開発のため、課税の特例が適用される特別自由貿易地域制度の創設、既存の自由貿易地域制度の拡充、特定免税店の創設等の措置を講ずる**沖縄振興開発特別措置法の一部を改正する法律案**（3月30日）、住宅金融専門会社の債権の回収の促進のため、国庫からの補助又は国庫への納付の基準となる債権処理会社の債権回収に係る益金と損失を相殺できるようとする**特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法の一部を改正する法律案**（3月30日）、内閣官房副長官を1名増員するとともに、内閣官房に特別職の内閣危機管理監を置く**内閣法等の一部を改正する法律案**（3月31日）、動力炉・核燃料開発事業団の抜本的改革を図るため、新型転換炉研究開発等を縮小する等の業務の見直しを行い、新たな法人に改編する**原子力基本法及び動力炉・核燃料開発事業団法の一部を改正する法律案**（5月13日）、大規模小売店舗における事業活動が周辺環境に及ぼす影響について、自治体と大規模小売店舗設置者等による自主的解決のための制度を制定する**大規模小売店舗立地法案**（5月27日）、特定家庭用機器の適正な処理及び資源の有効利用の確保のため、製造業者等に、廃棄された機器の再商品化等を義務づける等の措置を講ずる**特定家庭用機器再商品化法案**（5月29日）、中高一貫教育を実施する中等学校を新たに設ける等所要の規定を整備するほか、専修学校の専門課程修了者が大学に編入学できるようにする等の措置を講ずる**学校教育法等の一部を改正する法律案**（6月5日）、顧客保護のための投資者保護基金を創設するほか、証券会社の免許制の見直し、会社型投信の導入等所要の措置を講じる**金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律案**（6月5日）、一定の資産の流動化による資金調達の円滑を図るため、資産を証券化する等の資産流動化を行う特定目的会社の制度を創設する**特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律案**及び**特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案**（6月5日）、国際平和協力業務に国際的選挙監視活動の実施等を加えるとともに、武器の使用について上官による命令によるものとする等の所要の改正を行う**国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部を改正する法律案**（6月5日）、中央省庁の改革について、改革の基本理念、国の責務、改革の基本方針及び実施目標時期等を定めるほか、改革の推進を図るため、中央省庁等改革推進本部を設置する等

の措置を講ずる中央省庁等改革基本法案（6月9日）、また医療保険制度について、老人医療費の適正化を強化するとともに、老人保健拠出金の負担の公平化を図るため、拠出金の算定方法を見直す等の措置を講ずる国民健康保険法等の一部を改正する法律案（6月10日）は、衆議院において、老人加入率上限に関する特例の見直しに係る事項等の施行日を平成10年4月1日から公布の日に改めるとともに、平成10年度の老人医療費拠出金の額の算定等について所要の措置を講じる修正が行われた。さらに、本院において法律中の「医療保険制度等の抜本的な改革までの間」の意義の明確化、保険医療機関の病床の指定等に当たっての公正の確保等の修正がなされた。また、140回国会に提出され、衆議院で継続した国外に居住する日本国民につき選挙権行使の機会を保障するため、在外選挙人名簿の登録制度及び在外投票制度を創設する公職選挙法の一部を改正する法律案（4月24日）は、衆議院において、在外選挙人名簿被登録資格について、将来国内に住所を定める意思を有すると認められるものに限定しないこと等の修正が行われた。

なお、本院先議の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律案は、感染症について感染力と病態に応じ、就業制限、入院等の適切な措置を講ずるための措置を講じ、あわせて現行の伝染病予防法を廃止するものであるが、本院において、病原体等の検査体制の整備、患者等の人権の配慮等に関する修正を行い衆議院に送付したが継続審査になった。

一 衆 法 一

成立した主な衆法は以下の通りである。会社をめぐる最近の社会経済情勢にかんがみ、公開会社について、資本準備金をもつてする自己株式の消却に関する商法の特例を設ける株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案（3月30日）、金融の円滑に資するとともに、企業経営の健全性の向上に寄与するため、法人が所有している事業用土地の再評価に関し必要な事項を定める土地の再評価に関する法律案（3月31日）、オウム真理教に対する破産申立事件において債権を届け出た被害者の救済を図ることの緊要性にかんがみ、当該破産申立事件における国の債権は、事件被害者の損害賠償請求権に劣後するものとする法務委員長提出のオウム真理教に係る破産手続における国の債権に関する特例に関する法律案（4月17日）、また、139回国会に提出され本院において継続していた市民活動を行う団体に法人格を付与すること等により、ボランティア活動をはじめとする市民に開かれた自由な社会貢献活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与しようとする市民活動促進法案は、本院において、法律中の市民活動を特定非営利活動に改め、認証の基準及び情報公開に関する規定を新たに追加する修正を行った（3月19日）。140回国会に提出され本院において継続していた、スポーツの振興のために必要な資金を確保してスポーツの振興に寄与するため、スポーツ振興投票の実施等に関する事項を定めるスポーツ振興投票の実施等に関する法律案（5月12日）は、地方公共団体等の行うスポーツ振興事業に対する支援の強化、スポーツ振興投票の実施の停止、スポーツ振興投票に係る収益の使途に関する国会への報告その他情報の公開及び指定試合の公正を確保するための罰則の追加について本院において修正し、スポーツ振興投票の実施及びその収益によるスポーツの振興を目的とする事業に要する資金の支給等の業務を新たに日本体育・学校健康センターの業務とする等所要の規定の整備をする日本体育・学校健康センター法の一部を改正する法律案（5月12日）は日本体育・学校健康センターが国庫に納付すべ

き金額の割合について本院において修正し、最近におけるスポーツに関する情勢の変化にかんがみ、スポーツの振興のための措置を一層適切に講じるため、国と財團法人日本オリンピック委員会との緊密な連絡並びに国及び地方公共団体のプロスポーツの選手の競技技術の活用への適切な配慮について定めようとする**スポーツ振興法の一部を改正する法律案**（5月12日）が成立した。

なお、議院における証人について、業務上の秘密に係る証言拒否の対象者に薬剤師を加えるとともに、委員会又は両議院の合同審査会における証人に対する尋問中の撮影を許可できるようにし、あわせて、証人が公務員以外のものであるときはその人権の保護に特に配慮しなければならないこととする等の措置を講じようとする**議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案**は、140回国会に提出され、本院において継続していたが、証人としての人権保護において公務員とそのほかの一般人とを区別することについてその妥当性を考慮する必要があり、また、証人の人権保護の方策に具体性がないことからその対応策として、委員会又は両議院の合同審査会における証人の宣誓及び証言中の撮影及び録音については、委員長又は両議院の合同審査会の会長が、証人の意見を聴いた上で、委員会又は両議院の合同審査会に諮り、これを許可することとし、また、証人が撮影及び録音についての意見を述べるに当たっては、その理由について説明を要しないものとする修正を行い衆議院に送付したが、衆議院において継続審査となった。

— 参 法 —

今国会参議院議員提出法律案で成立したものは、与野党共同提案になる自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者であって自立して生活を再建することが困難な者に対し、都道府県が拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定める**被災者生活再建支援法案**（5月15日）がある。なお、国民福祉委員長提出になる障害者に対する国民の理解を深め、もって障害者の福祉の向上に資するため、精神薄弱者福祉法等における精神薄弱という用語を知的障害という用語に改める**精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律案**は、衆議院において継続審査となった。その他、解雇等の規制に関する法律案及び解雇等の規制に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案、中水道の整備の促進に関する法律案、国会議員等のあっせん利得行為等の処罰に関する法律案が提出され、いずれも未了となった。

[条約の審議]

今国会成立した条約の主なものは以下の通りである。漁業に関する日中間の新たな枠組みについて定める**漁業に関する日本国と中華人民共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件**（4月30日）、年金制度への二重加入等の問題を解決するため、被用者が一時的に相手国に派遣される場合には、原則として5年間は派遣元国の法令のみを適用する等の取り決めを行う**社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件**（5月21日）。

[本会議決議]

インドの地下核実験に抗議する決議案を5月13日に可決し、パキスタンの地下核実験に抗議する決議案は5月29日に可決した。また、内閣総理大臣橋本龍太郎君問責決議案は6月17日の本会議で否決した。